

**観音寺市立学校の  
教職員に関する業務量管理・  
健康確保措置実施計画**

**令和8年4月1日**

**観音寺市教育委員会**

# 目 次

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 計画の趣旨・現状              | 1 |
| 2. 目標                    | 3 |
| 3. 計画の期間                 | 4 |
| 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容   | 4 |
| 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて | 8 |

# 1. 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

観音寺市教育大綱の基本理念「人が輝き 未来を拓く ときめきのまち観音寺」を実現するには、子どもたちを教え導く教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境整備が不可欠である。本計画は、教職員の業務の縮減と適正化を進め、ワーク・ライフ・バランスを確立し、教職員が「働きがい」を感じながらいきいきと子どもに向き合うことができる環境づくりを行うことで、観音寺市における教育の質の維持・向上を図ることを目的として策定する。

## (2) 本市の現状

かねてから学校教育は、子どもたちと向き合う教職員の教育に対する熱意や使命感、時間外勤務もいとわない献身的な努力によって支えられてきた。重ねて現代では、社会構造の急激な変化や価値観の多様化により、学校の担う役割が増加・複雑化し、ますます教職員の時間外勤務の常態化につながっていた。

そこで、本市では、文部科学省の「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日）」及び香川県教育委員会の「教職員の働き方改革プラン（平成30年3月）」の通知に基づき、平成30年4月に「観音寺市立小・中学校教職員の働き方改革プラン」を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

更に、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年1月17日文科省告示第1号）」をはじめとした国や県における働き方改革の動向を踏まえ、令和2年7月に本市の「働き方改革プラン」を改定し、次のような取組を推進してきた。

| 令和7年度までに実施した取組 |   |
|----------------|---|
| デジタル技術の活用      | <ul style="list-style-type: none"><li>・総務ナビシステムの導入</li><li>・校務支援システムの導入（各種帳票のデジタル管理）</li><li>・保護者連絡メール・欠席等連絡システムの導入</li><li>・ICカードリーダーによる出退勤管理の導入</li><li>・観音寺市学校共有（共通先生）フォルダの作成</li><li>・学校給食費・徴収金管理システム</li></ul> |

|        |  |
|--------|--|
| 人的配置   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）</li> <li>・ スクールソーシャルワーカー</li> <li>・ 特別支援教育支援員（学習・生活指導）</li> <li>・ 非常勤講師（学習補充・武道等の指導）</li> <li>・ 学校図書館司書</li> <li>・ ICTアドバイザー（情報教育）</li> <li>・ ハートアドバイザー（生徒指導）</li> <li>・ キッズアドバイザー（幼児教育）</li> </ul> |
| 中学校部活動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部活動指導員</li> <li>・ 部活動の地域展開（実証事業実施中）</li> <li>・ 部活動休養日の設定（週2日以上、土日どちらか1日）</li> <li>・ 部活動の時間制限（平日2時間以内、休日3時間以内）</li> </ul>  |
| その他    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ノー残業デーの設定</li> <li>・ 始業時刻の繰延（中学校）</li> <li>・ 週当たりの授業時数の削減（小学校）</li> <li>・ 学校給食費の公会計化</li> <li>・ 夏季休業中の閉庁日の拡大（5日間）</li> <li>・ 1学期始業式及び入学式の繰延</li> <li>・ 観音寺市例規集における文書様式の見直し（押印省略）</li> </ul>                               |

こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和4年度以降の状況は次のとおりであった。

【令和4年度の状況】

|     | 年平均      | 月45時間以上の割合 | 月80時間以上の割合 |
|-----|----------|------------|------------|
| 小学校 | 40.3時間/月 | 47.8%      | 3.8%       |
| 中学校 | 46.5時間/月 | 52.5%      | 12.2%      |

【令和5年度の状況】

|     | 年平均      | 月45時間以上の割合 | 月80時間以上の割合 |
|-----|----------|------------|------------|
| 小学校 | 38.9時間/月 | 44.4%      | 3.2%       |
| 中学校 | 51.1時間/月 | 54.9%      | 13.9%      |

【令和6年度の状況】

|     | 年平均      | 月45時間以上の割合 | 月80時間以上の割合 |
|-----|----------|------------|------------|
| 小学校 | 28.6時間/月 | 35.3%      | 1.8%       |
| 中学校 | 38.1時間/月 | 54.7%      | 12.7%      |

年平均の月当たりの時間外在校等時間をみると、小・中学校ともにおおむね改善していることが分かる。これは、実質的に各校の業務の適正化や効率化などが着実に進んだ成果であると言える。

一方、月 45 時間以上の時間外在校等時間の割合を見てみると、小学校では減少がみられるものの、中学校では 50%を超えて高止まりしており、月 80 時間超の割合も 10%以上となっているのが現状である。これらのことから、全体的には働き方改革が進みつつあるが、長時間勤務が常態化している教職員が固定化しているのではないかと考えられる。

教職に携わる以上、「分かる」「できる」「楽しい」授業づくりはもちろんのこと、誰もが安心して過ごせる魅力あふれる学級づくり、児童生徒の特性に応じたきめ細かな指導、家庭や地域・関係機関との信頼関係に基づく連携、分掌業務に応じた資料作成や打合せ、様々な行事の企画・運営などの業務を避けて通ることはできない。加えて、クラブや部活動、生徒指導、進路指導に費やす時間や精神的・身体的負担も大きいのが現状である。

教育の質の向上及び、教職員のワーク・ライフ・バランスのより一層の充実を図るためには、更なる働き方改革の推進によって、教職員の時間外在校等時間の縮減を目指すとともに、一人ひとりが「働きやすさ」や「働きがい」を実感できる職場環境づくりが急務である。

以上のことから、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律第 8 条に基づき、従来の「観音寺市立小・中学校教職員の働き方改革プラン」を基に「観音寺市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定するものである。

## 2. 目 標

### (1) 教職員の時間外在校等時間に関する目標

- ア 月当たりの時間外在校等時間が 45 時間以下の割合
  - 令和 11 年度までに 100%にする
- イ 1 年間における時間外在校等時間の月当たりの平均時間
  - 令和 11 年度までに 30 時間程度にする

## (2) 教職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア ストレスチェックにおける心理的な仕事の負担（質）の値

○ 令和11年度までに8以下に減少させる【9.3】

イ ストレスチェックにおける仕事や生活の満足度の値

○ 令和11年度までに7以上に増加させる【6.1】

【以上、カッコ内は令和6年度の数値】

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

#### ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・始業前の校庭開放における児童生徒の見守り活動を保護者、地域住民に依頼し、教職員が余裕をもって出勤できるようにする。

#### ② 放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わない。
- ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

#### ③ 学校徴収金の徴収・管理

- ・すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムを導入する。

- ④ 地域学校協働活動（本部）の関係者間の連絡調整等
- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等（以下、コーディネーター等という）が中心となって行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、コーディネーター等が中心となって行う。この場合において、コーディネーター等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ① 調査・統計等への回答
- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、諸帳簿の作成に係る事務負担を軽減する。
- ② ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ・各校に設置しているICT機器等のメンテナンスについては、教育委員会に配置するICTアドバイザーが中心となって行うとともに、必要に応じて民間事業者へ委託する。
- ③ 学校のウェブサイト（ホームページ）の作成・管理
- ・当該業務を学校において行う場合は、ICTアドバイザーの積極的参画により、教職員の事務負担を軽減する。
- ④ 運動場及び屋内運動場の地域開放
- ・休日の地域開放については、当該児童生徒の保護者の責任の下、施設開放の事務手続きは公民館に依頼する。
- ⑤ 校舎の開錠・施錠
- ・機械警備による当該業務の効率化やセキュリティの確保を図る設備の導入、また、教職員間の役割分担を見直し、特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。
- ⑥ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、教職員の輪番等による負担軽減を促進する。
- ⑦ 校内清掃
- ・学級担任等の教職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数の見直しや清掃範囲の精選・合理化等を図る。

⑧ 部活動

- ・スポーツ庁及び文化庁が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）」に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携をより一層促進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 授業準備

- ・授業準備やテストの採点作業、学校事務等を補助する教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）を積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

② 学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

③ 学校行事の準備・運営

- ・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討する。

④ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の特性やニーズ、既往歴等に応じ、特別支援教育コーディネーターや学級担任、養護教諭のほか、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、医療もしくは福祉に関する専門人材・関係機関、日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教職員の協働を一層促進する。
- ・不登校児童生徒への対応にあっては、観音寺市教育センターPlusやKSR（校内サポートルーム）等への通級、ハートアドバイザーによる相談活動等による支援を促進する。また、三豊市立高瀬中学校夜間学級や実績のあるNPO法人、民間施設等と連携し、不登校児童生徒の立ち直りや学校復帰につなげる。
- ・こども家庭課等の関係機関に対して、これらに必要な体制の確保に積極的に参画するよう働きかける。

### ⑤ 共同学校事務室との連携

- ・事務処理の適正化（相互チェック機能によるミス・不正防止）、学校事務の標準化・効率化を図る。特に、教頭の在校等時間が長くなることから、「事務の高度な管理を担う事務職員と、補佐を担うマネジメント支援員の協働により、教頭の事務負担軽減の加速や、本来のマネジメント機能の強化を図る。

## （２）学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数 1015 単位時間を大幅（小 4 以上は年間で 1086 単位時間以上）に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・週当たりの頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「G I G A スクール構想の下での校務 D X チェックリスト」に基づいた自己点検を行う。

## （３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 時間外在校等時間が月 80 時間を超える教職員は医師による面接指導を行う。
- イ 終業から始業までに 11 時間を目安とする勤務間インターバル（休息時間）の確保に努める。
- ウ ストレスチェックの分析結果等を活用して職場環境の改善を推進する。
- エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて産業医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。
- オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- カ 学校における定時退校日を月 4 回以上設定するよう推奨する。また、引き続き長期休業等に 5 日間の閉庁日の設定を行う。
- キ 「育児期両立支援制度」「介護両立支援制度」の趣旨に則り、家庭と仕事の両立を図る休暇・休業制度の周知及び面談による意向確認等を行う。

## **5. 関連する取組、今後のフォローアップについて**

### **(1) 在校等時間の状況の把握**

取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、校長会及び定例の教育委員会や総合教育会議において報告する。

### **(2) 学校支援の人材確保**

学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

### **(3) 目標の達成状況の把握**

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。

### **(4) 学校に対する個別の指導・支援**

本計画の内容について各学校の状況を適宜確認し、課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の指導・支援を実施する。

### **(5) 各学校への計画の周知及び研修**

各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。

### **(6) 学校運営協議会との協議・連携**

各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議・連携等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

### **(7) 保護者、地域の理解を促進**

保護者や地域の各自治会等に対して、本計画における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

